

令和9・10年度定期競争参加資格審査
インターネット一元受付の実施について
(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

令和9・10年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付を次のとおり実施することとなりましたので、お知らせします。

なお、インターネット申請の際に利用するURL、詳細なシステム仕様、申請の手順等については、令和8年10月初旬に別途お知らせします。

1. インターネット一元受付のメリット

- 一つのデータで複数の参加機関へ一括申請が可能
インターネット一元受付に参加する機関すべてに対して、原則として一つのデータで申請できます。機関ごとに申請書を作成する手間がありません。
- 窓口への来訪不要
申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ちいただく必要もありません。
- 申請期間中は何度でも修正・再申請が可能
申請受付期間内（令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金)）であれば、申請データの確定前に限り、何度でも削除・再申請ができます。

2. 参加機関

令和9・10年度定期受付には、国の機関、高速道路会社、独立行政法人等の24機関が参加しています。各参加機関の詳細や問い合わせ先については、別紙2 インターネット一元受付参加機関一覧をご覧ください。

3. インターネット一元受付の受付期間

区分	受付期間
(1) パスワード発行申請	令和8年11月2日(月)～令和8年12月28日(月)
(2) 納税証明書の送信	令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金)
(3) 申請書データの受付	令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)
(4) ヘルプデスク開設期間	令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金)

△ 【重要】パスワード発行申請は事前に必ず行ってください

インターネット方式で申請するには、事前に(1) パスワード発行申請が必要です。受付期間（令和8年11月2日(月)～令和8年12月28日(月)）を過ぎるとインターネット方式での申請ができなくなりますので、期間内に必ずお手続きください。

⚠ 【システム停止時間帯】

以下の時間帯はシステムを停止します。

区分	停止時間
土曜日・日曜日・祝日	終日
年末年始（12月29日(火)～1月3日(日)）	終日
平日	17：00～翌9：00

⚠ 旧ヘルプデスクへのお問い合わせはご遠慮ください

前回受付時のヘルプデスクは既に閉鎖しています。旧電話番号は現在第三者が使用している可能性がありますので、誤発信にご注意ください。

なお、今年度のヘルプデスクは、令和8年10月初旬に別途お知らせします

4. 競争参加資格申請における注意点

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務 共通

① 行政書士による代理申請

行政書士が代理で申請を行う場合には、**申請者からの委任状**が必要です。委任状の提出漏れにご注意ください。

② 文書持参方式

⚠ 定期受付では、文書の持参による申請は受け付けていません。

インターネット一元受付システムによるオンライン申請をご利用ください。

③ 文書郵送方式・電子メール方式

⚠ 定期受付では、原則としてこれらの方式による申請は受け付けていません。

ただし、インターネット方式では対応していない申請（**共同企業体（経常JV）に関する申請等**）については、下記のとおり受け付けます。

- 申請受付期間 令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)

文書郵送方式 … 最終日の消印有効

電子メール方式 … 最終日16時までの受信分有効

※ 申請方式は参加機関ごとに取扱いが異なりますので、申請前にご確認ください。

- 申請書の提出先

申請先に応じて、以下のとおり提出先が異なります（例：国土交通省の場合）。

申請先	提出先
官房会計課所掌機関	申請する部局が1つの場合 ⇒当該部局 申請する部局が複数の場合 ⇒そのうちいずれかの部局
地方整備局等	申請者の 本店所在地 を管轄する地方整備局 ※ 大臣官房官庁営繕部、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）のみを希望する場合も同様
北海道開発局	国土交通省北海道開発局
国土地理院	国土交通省国土地理院

④ 納税証明書の写しに関する追加点

△ 令和9・10年度資格審査より、納税証明書（その2）の提出が追加されます。

申請者の区分に応じて、以下の納税証明書の写しを提出してください。

申請者区分	必要な納税証明書
個人	(その2)に加え(その3)または(その3の2)
法人	(その2)に加え(その3)または(その3の3)

※ 詳細については、申請書作成の手引き（令和8年10月初旬）に記載します。

(2) 建設工事

① 建設工事の競争参加資格申請に必要な経営事項審査

ア 資格審査の対象となる経営事項審査

資格審査に使用できる経営事項審査は、以下の2つの要件をいずれも満たすものである必要があります。

要件	提出先
審査基準日	申請書類提出期間の終了日から1年7月前より後の決算日を審査基準日とするもの
申請との関係	申請をする日の直前に受けたもの

イ 令和9・10年度資格審査の場合の具体例

審査基準日が**令和7年6月16日以降**のものが対象です。該当する結果通知書（総合評価値通知書）が複数ある場合は、**最新のもの**を使用してください。また、経営事項審査の総合評価値(P)の通知を受けていることが申請の要件となります。

・総合評価値通知書の写しの提出要否

申請方式	写しの提出
インターネット方式	不要
文書郵送・電子メール方式	必要